

第 18 回知的財産管理技能検定 3 級 解答と解説

【学科試験】

問 1

アは「意匠登録出願の日」ではなく「意匠権設定登録の日」から 3 年なので不適切（意 14 条）。

イは、問題文記載の通りで適切。

意匠法には審査請求制度は設けられていないので不適切。

【解答 イ】

問 2

原作品の所有者であればその原作品を公に展示することが可能です（著 45 条）。よってアは不適切。

イは問題文記載の通りで適切（著 30 条の 2）。

違法にアップロードされたものであることを知りながらダウンロード等する行為は私的使用であっても許されません（著 30 条 1 項 3 号）。よってウは不適切。

【解答 イ】

問 3

実演家は送信可能化権を有しています（著 92 条の 2）。

実演家は放送権及び有線放送権を有しています（著 92 条）。

実演家は公表権を有していません。実演家が有する人格的な権利は氏名表示権（著 90 条の 2）と同一性保持権（90 条の 3）のみです。

【解答 ウ】

問 4

商標の使用と認められるためには登録商標と同一の商標（商 50 条の規定において同一と認められる商標含む。）を使用している必要があります。よって登録商標に類似する商標のみを使用している場合は不使用取消の対象となります（商 50 条）。よってアは適切。

不使用取消審判は何人も請求することができます。よってイは不適切。

商標の使用と認められるためには日本国内で使用している必要があります。よって外国においてのみ使用している場合は不使用取消審判の対象となります。よってウは適切。

【解答 イ】

問 5

著作権の登録は第三者対抗要件です（著 77 条）。よってアは不適切。

イは、問題文記載の通りで適切（著 75 条 3 項）。

創作年月日の登録の対象はプログラムの著作物のみです（著 76 条の 2）。よってウは不適切。

【解答 イ】

問 6

アは問題文記載の通りで適切（独 2 条 9 項イ）。

イの行為はいわゆるカルテルであり、不公正な取引制限に該当します。よって適切。

ウの行為は私的独占に該当します（独 2 条 5 項）。よって不適切。

【解答 ウ】

問 7

不正競争防止法においては 2 条 1 項 1 号～15 号に掲げられる具体的な行為が不正競争とされています。一方パリ条約においても不正競争行為についての規定がありますが（パリ 10 条の 2）、内容は異なっています。よってアは不適切。

不正競争防止法は「事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」法律であり（不 1 条）、独占禁止法は、「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」法律です（独 1 条）。共通する部分はありません。よってイは不適切。

不正競争防止法には差止請求権（不 3 条）及び罰則（不 21 条、22 条）について規定されています。よってウは適切。

【解答 ウ】

問 8

アは問題文記載の通りで適切（特 30 条 2 項）。

その試験が技術的效果を確認するための試験であることは求められませんし、そもそも試験でなくとも、広く特許を受ける権利を有する者の行為に起因していれば新規性喪失の例外規定の対象となります。よってイは不適切。

意に反して公知となった場合には出願から 30 日以内の証明書の提出は必要ありません（特 30 条 3 項）。よってウは不適切。

【解答 ア】

問 9

商標権の存続期間は設定登録日から 10 年であり（商 19 条）、育成者権の存続期間は品種登録の日から 25 年（一部 30 年）です。よってアは適切。

新品種の栽培方法等、特許要件を満たしていれば特許になり得ます。よってイは不適切。

出願公表は品種登録を受理したとき遅滞なく行われるのであって、1 年経過後と明確に時期が決まっているわけではありません（種 13 条）。よってウは不適切。

【解答 ア】

問 10

著作権法第 1 条には「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」と記載されています。よってイが適切。

【解答 イ】

問 11

「国際調査」を行うのは国際調査機関です（PCT16 条）。よってアは不適切。

「国際出願の受理」は受理官庁が行いますが（PCT10 条）、国際事務局も受理官庁になることができます（PCT 規則 19.1 (iii)）。よってイは適切。

「国際公開」は国際事務局が行います（PCT21 条）。よってウは適切。

【解答 ア】

問 12

アとウは問題文記載の通りで適切（著 15 条）。

職務著作に該当するための要件として「対価の支払い」は規定されていません。よってイは不適切。

【解答 イ】

問 13

拒絶査定不服審判は「拒絶査定」を受けた後に請求する審判です（特 121 条）。よってアは不適切。

手続補正書によって、拒絶理由が通知された請求項を削除したり、発明の内容を限定する等によって引用された公知発明との差異を明確にすることができます。よってイは適切。

例えば、複数ある請求項の一部にのみ拒絶理由が通知されているような場合に、その通知された請求項に係る発明を分割して抜き出すことで、元の出願を早期に権利化すると共に、分割出願においてじっくり権利化を検討することができるので、「分割出願」は必ずしも不適切とはいえませんが、イが明らかに適切なので不適切としています。

【解答 イ】

問 14

レコード製作者は送信可能化権を有しています（著 96 条の 2）。よってアは不適切。

放送事業者は氏名表示権を有していません。よってイは不適切。なお、著作隣接権者三者（実演家、レコード製作者、放送事業者）のうち人格的権利を有しているのは実演家（氏名表示権、同一性保持権）のみです（著 90 条の 2、90 条の 3）。

実演家は貸与権を有しています（著 95 条の 3）。よってウは適切。

【解答 ウ】

問 15

アは問題文記載の通りで適切（著 113 条 6 項）。

イは問題文記載の通りで適切（著 18 条）。

実名でなく変名を表示することも可能です（著 19 条）。よってウは不適切。

【解答 ウ】

問 16

商標権の専用使用権の設定は登録が効力発生要件です（商 30 条で準用する特 98 条 1 項 2 号）。よってアは適切。

著作権の登録は効力発生要件ではなく第三者対抗要件です（著 77 条）。よってイは不適切。

通常実施権は登録しなくても効力が発生します。また当然に第三者に対する対抗力を有するので、対抗力を得るために登録する必要もありません（特 99 条）。よってウは不適切。

【解答 ア】

問 17

出願審査請求は取り下げることができません（特 48 条の 3 第 2 項）。よってアは不適切。イは問題文記載の通りで適切（特 48 条の 3 第 4 項）。

出願審査請求は「何人も」することができます（特 48 条の 3 第 1 項）。よってウは適切。

【解答 ア】

問 18

アは問題文記載の通りで適切（著 53 条）。

映画の著作物の存続期間は、公表後 70 年です（著 54 条）。よってイは不適切。

その著作者の死後 50 年です（著 51 条）。なお無名変名の著作物は死後 50 年ではなく甲公表後 50 年であるため（著 52 条）、必ずしも不適切とは言い切れない部分がありますがアが明らかに適切と判断できるので不適切となります。

【解答 ア】

問 19

アは問題文記載の通りで適切（パリ 4 条 B）。

このようにしてしまうとパリ条約で規定されている特許独立の原則（パリ 4 条の 2）に違反することになります。よってイは不適切。

パリ条約では「内国民待遇」を規定しており（パリ 2 条 (1)）、問題文のような「最恵国待遇」については規定していません。「最恵国待遇」は TRIPS 協定において規定されています（TRIPS 4 条）。よってウは不適切。

【解答 ア】

問 20

引用が許されるのは、公表された著作物であることに加えて以下の 3 つの要件が必要となります。

①引用した部分を『』等で括弧などして引用範囲を明確に表示すること。

②自己の著作物の内容からして、引用した著作物が内容的に従たる関係である事。即ち著作物の主従関係が逆転していないこと。

③引用した著作物の出所を明示すること（著 48 条）。

よって、イが適切。

【解答 イ】

問 21

相手と競争関係にない場合は不正競争行為に該当しません（不 2 条 1 項 14 号）。よってアは不適切。

日本国内で最初に販売された日から 3 年経過後は適用除外されますが（不 19 条 5 号ロ）、未だ 2 年しか経過していないので不正競争行為に該当します（不 2 条 1 項 3 号）。よってイは適切。

ウのような行為は不正競争行為に該当します（不 2 条 1 項 4 号）。よってウは適切。

【解答 ア】

問 22

アは問題文記載の通りで適切（意 3 条 1 項 3 号）。

意匠登録出願後に公然知られることになった形状等は審査上問題となりません。よってイは不適切。

公報掲載は、出願人が自ら主体的に行った行為ではないため、「意匠登録を受ける権利を有する者の行為」に該当しないと考えられています。よってウは不適切。

【解答 ア】

問 23

商標は創作物ではなく選択物と考えられており、登録要件として新規性は求められません。よってアは不適切。

イは問題文記載の通りで正しい。

商標の登録異議申立の期間は、商標掲載公報の発行の日から 2 月です（商 43 条の 2）。よってウは不適切。

【解答 イ】

問 24

ウの記載内容が適切であり（特 39 条 2 項）、その内容に反するア及びイは不適切。

【解答 ウ】

問 25

「国際公開」及び「国際調査」は、国際出願がされると自動的に行われます。一方「国際予備審査」は、出願人の国際予備審査の請求により行われます（PCT31 条）。

よってウが適切。

【解答 ウ】

問 26

他人の登録商標であれば問題となりますが、自己の登録商標であれば問題となりません（商 4 条 1 項 11 号）。よってアは不適切。

他人の著名な芸名を含む商標であっても、その他人の承諾があれば登録可能です（商 4 条 1 項 8 号）。よってイは適切。

海外において著名であっても日本国内で周知・著名となっておらず、不正の目的もなければ商標登録を受けることができます（商 4 条 1 項 10 号、15 号、19 号）。よってウは適切。

【解答 ア】

問 27

弁理士は、他の弁理士と共同で出願代理人になることが可能です。よってアは不適切。

イは問題文記載の通りで適切（弁 4 条 3 項）。

特許侵害訴訟の代理は、弁護士と共同でその事件を受任している必要があります、単独での代理はできません（弁 6 条の 2）。よってウは不適切。なお特許庁の審決や異議申立の決定に対する訴え（審決等取消訴訟）については弁理士単独で受任し、訴訟代理人となることが可能です（弁 6 条）。

【解答 イ】

問 28

先使用権が認められるためには、単に使用しているのみでは足りず、他人の商標登録出

願の時点で自己の商品等を表示するものとして周知になっている必要があります(商 32 条)。よってアは適切。

イは問題文記載の通りで適切 (商 54 条 2 項)。

商標権の効力はその商標が著名であるか否かにかかわらず類似範囲にまでしか及びません (商 25 条、商 37 条 1 号)。よってウは不適切。

【解答 ウ】

問 29

いわゆる当業者が実施できる程度に明確且つ十分に記載する必要があるのは「発明の詳細な説明」です (特 36 条 4 項 1 号)。よってイが適切。

【解答 イ】

問 30

「更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならぬ。」と規定されています (商 20 条 2 項)。よってイが適切。

【解答 イ】

【実技試験】

問 1

理由群Ⅰのアの記載内容の通りであるため、会話 1 は不適切。

【解答 × 】

問 2

アは問題文記載の通りで理由として適切

職務発明に該当しようがしまいが、発明者は自然人以外はあり得ません。よってイとウは理由として不適切。

【解答 ア 】

問 3

理由群Ⅱのウの記載内容の通りであるため、会話 2 は適切。

【解答 ○ 】

問 4

発明の詳細な説明の記載は、「経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。」である旨規定されています（特 36 条 4 項 1 号）。

【解答 ウ 】

問 5

理由群Ⅲのアの記載内容の通りであるため、会話 3 は不適切。

【解答 × 】

問 6

特許法 36 条 2 項には「願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。」と記載されています。よって図面に関しては必要な場合にのみ添付すればよいことになります。

【解答 ア 】

問 7

理由群Ⅳのイの記載内容の通りであるため、発言 1 は不適切。

【解答 × 】

問 8

録音されている音自体は自然音であって著作物ではありませんが、その音を固定した者に著作権隣接権（レコード製作者の権利）が発生します。よってそのCDの音声をアップロードする行為はレコード製作者の送信可能化権を侵害することになります（著 96 条の 2）。

【解答 イ 】

問 9

理由群Ⅳのウの記載内容の通りであるため、発言 2 は適切。

【解答 ○ 】

問 10

短歌を創作した丙さんは江戸時代に活躍した人なので、その短歌の著作権は既に消滅していると考えられます。また自分で読んで録音しているので、著作権隣接権である「実演家の権利」も「レコード製作者の権利」も問題となることはありません。

【解答 ウ 】

問 11

理由群Ⅳのウの記載内容の通りであるため、発言 3 は適切。

【解答 ○ 】

問 12

動画のURLを記載する行為は、動画自体を複製等するわけではないので著作権も著作権隣接権も問題となりません。

【解答 ウ 】

問 13

一の商標登録出願に複数の指定商品（役務）を記載することは認められています（商 6 条 1 項）。よってアは適切。

「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。」と規定されているので（商 3 条 1 項柱書）、既に使用しているか、将来的に使用する意思が必要です。よってイは適切。

同じ出願人が出願するのであれば、類似する 2 つの商標は必ずしも同日に出願する必要はありません（商 4 条 1 項 11 号）。よってウは不適切。

【解答 ウ】

問 14

著作者は、その著作物及びその題号（タイトル）の同一性を保持する権利を有するので（著 20 条 1 項）、詩のタイトルを変更して発表する行為は同一性保持権の侵害となります。よってアは不適切。

詩をコピーする行為は複製権（著 21 条）の侵害となります。よってイは不適切。

「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と規定されていますが（著 20 条 1 項）、明らかな誤字を修正する行為は意に反して…に該当せず許されると考えられています。よってウは適切。

【解答 ウ】

問 15

意匠法は物品の美的外観を保護する制度です（意 2 条 1 項）。意匠法上の物品は、「定型性・取引性のある有体動産」と考えられているので、土地や土地に定着している建物等のいわゆる不動産は意匠法上の物品ではありません。よってアが不適切。

【解答 ア】

問 16

アは問題文記載の通りで適切（意 14 条）。

イは問題文記載の通りで適切（意 6 条 4 項）。いわゆる「動的意匠」として一の出願で保護を受けることが可能です。

「部分意匠」として意匠登録出願を行うことができます（意 2 条 1 項かつこ書）。よってウは不適切

【解答 ウ】

問 17

実用新案法は、「物品の形状、構造又は組合せに係る考案」を保護するための法律です（実 1 条）。要するに「方法」は保護の対象ではありません。よってウが不適切。

【解答 ウ】

問 18

氏名を無断で変更すれば、氏名表示権の侵害となります（著 19 条）。また著作者人格権は譲渡することができません（著 59 条）。よってトラブルが発生する可能性は高い。

乙は原作品だけでなく著作権も譲り受けているので、写真を撮り（複製して）販売することは可能です。よってトラブルが発生する可能性は低い。

空の色を無断で変更する行為は、同一性保持権の侵害となります（著 20 条）。また著作者人格権は譲渡することができません（著 59 条）。よってトラブルが発生する可能性は高い。

【解答 イ】

問 19

警告前に製品を販売する行為も特許権を侵害する行為であることに変わりなく、自ら損害賠償額を増大させる行為にもなりかねません。よってアは不適切。

イのような条件を満たせばX社には先使用权（特 79 条）が発生しているので特許権 P の侵害とはなりません。よってイは適切。

設定登録が 5 年前であっても、及び、Y 社が現在も特許権 P に係る製品を販売しているとしても、そのことが特許原簿を確認しなくてもよい理由には全くなりません。よってウは不適切。

【解答 イ】

問 20

転用を検討しているアナログ時計について、通常実施権の許諾を受ければ実施が可能となるのでアは適切。

専用実施権の登録は効力発生要件です（意 27 条で準用する特 98 条 2 号）。よってイは適切。

「意匠権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その意匠権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。」と規定されています（意 36 条で準用する特 73 条 3 項）。よってウは不適切。

【解答 ウ】

問 21

「国際出願の受理」は受理官庁が行いますが（PCT10 条）、国際事務局も受理官庁になることができます（PCT 規則 19.1 (iii)）。よってイは適切。

イは問題文記載の通りで適切。

外国語（英語）で国際出願することも可能です（特 184 条の 4）。但し所定期間内に日本語による翻訳文の提出が必要です。よってウは不適切。

【解答 ウ】

問 22

商標権者が積極的に使用できるのは同一範囲に留まり（商 25 条）、類似範囲は他人の使用を禁止できるに過ぎません（商 37 条 1 号）。よって、問題文のような類似範囲での使用は登録商標の使用とは認められません。よってアは不適切。

形態も物品も類似しているので意匠権の効力が及び、侵害となります（意 23 条）。よってイは適切。

意匠権者は同一のみならず類似の範囲も専有して積極的に使用することが認められているので（意 23 条）、類似範囲であっても登録意匠の実施と認められます。よってウは適切。

【解答 ア】

問 23

指定国がある程度多くなれば、PCT ルートを利用の方がパリルートに比べて費用が安くなる傾向であることは確かです。但し、常に安くなるわけではありません。また指定国が 1 国のような場合は、PCT ルートを利用の方が費用が高くなる場合も珍しくありません。よってアは不適切。

イは問題文記載の通りで適切（PCT22 条）。

ウは問題文記載の通りで適切（PCT11 条）。

【解答 ア】

問 24

果実の中には「りんご」と「りんご以外の果実」が含まれますが、「りんご」との関係においては普通名称に該当し（商 3 条 1 項 1 号）、「りんご以外の果実」との関係では品質誤認を生じるので（商 4 条 1 項 16 号）、商標登録を受けることはできません。よってアは適切。

「商品又は商品の包装の形状であつて、その商品又は商品の包装の機能を確保するために不可欠な立体的形状のみからなる商標」は商標登録を受けることができません（商 4 条 1 項 18 号）。よってイは適切。

「その商品又は役務について慣用されている商標」は商標登録を受けることができません（商 3 条 1 項 2 号）。「宿泊施設の提供」という役務に「観光ホテル」は慣用されている商標に該当します。よってウは不適切。

【解答 ウ】

問 25

形態が同一であっても非類似物品であるチョコレートに対しては権利の効力が及びません（意 23 条）。よってアは不適切。

イ及びウはいずれも類似範囲での実施になりますから意匠権の効力が及びます。なお、「輸出」も実施に該当します（意 2 条 3 項）。

【解答 ア】

問 26

品種登録の要件は「区別性」「均一性」「安定性」「未譲渡性」「名称適切性」の 5 つであつて、創作非容易性は求められていません。よってアは不適切。

品種登録出願日から 1 年さかのぼった日より前に、日本国内において、その品種の種苗や収穫物が譲渡されていないことが必要ですが（種 4 条 2 項）、未だ半年しか経過していないので品種登録を受けることが可能です。よってイは適切。

ウは問題文記載の通りで適切（種 3 条 1 項 1 号）。

【解答 ア】

問 27

特許法をはじめ、実用新案法、意匠法、商標法において期間を計算する場合、期間の初日は算入されません（但しその期間が午前零時から始めるときは除く）。また、月単位及び年単位の期間は、「応答する日の前日」に満了するとされています（特 3 条）。

出願審査請求の期限は、「特許出願の日から 3 年」と年単位の期間なので、平成 26 年 1 月 25 日を基準として（初日は算入しないので 25 日が基準日となる）それに応答する日（平成 29 年 1 月 25 日）の前日である平成 29 年 1 月 24 日となります。

【解答 平成 29 年 1 月 24 日】

問 28

語群から「無効審判」か「取消審判」のいずれかに絞り込めますが、問題文の「不適法に登録された場合に」との文言から無効審判と判断できます。取消審判は「不正な使用に対して」又は「不使用に対して」請求される審判です。また【問 30】が除斥期間（商 47 条）について問うていますが、除斥期間の適用があるのが無効審判だけである点からも絞り込めます。

【解答 無効】

問 29

「何人も」と規定されていないことから、商標登録の無効審判は、利害関係人に限り請求することができます（商 46 条）。

【解答 利害関係人に限り】

問 30

一部の無効理由に関しては、商標権の設定の登録の日から 5 年を経過した後は、無効審判を請求できないとされ（商 47 条）、権利の安定性を図っています。

【解答 商標権の設定登録日】